社労士会労働紛争解決センター熊本におけるあっせん手続の概要

個別労働関係紛争

【法６条１号関係】
例　熊本県に所在する企業の事業主Ａが労働者Ｂを解雇したことによる紛争が発生（センター規程２条）

労働者Ｂよりセンターへあっせん手続の依頼

申立人であるＢ又は代理人への説明

制度説明【法 14 条関係】（手続規程７条）
・説明者：事務局職員
・規定に定める事項を記載した書面を交付（しおり）

代理人（特定社会保険労務士）の選任（手続規定８条１項６号）

（受付窓口）
Ｂ又は代理人の申立て

【法６条８号,15 号関係】
・申立書提出（手続規程８条）
・申立時の費用納付はなし
（センター規程 14 条,費用謝金規程４条）

受　理

被申立人であるＡ又は代理人への説明

被申立人への通知・確認【法６条９号,６号関係】（手続規程 10 条）
・規定の事項を記載した確認書面、申立書写し又はその概要を記載した書面、しおり、回答書及び答弁書を郵送（簡易書留）

説明　【法 14 条関係】（手続規程 10 条３項）
【法６条８号関係】回答書提出（手続規程 10 条）
（手続規程 12 条３項）

代理人（特定社会保険労務士）の選任（手続規定 12 条１項３号）

被申立人の依頼
（手続規程 12 条）

センター長は､「候補者名簿」からあっせん委員２名以上（事案により１名）を指名

【法６条２号,２号関係】
（手続規程 13 条）

公正な手続実施を妨げるおそれのある場合
【法６条３号関係】
（手続規程 15・16 条）

【法第６条４号関係】
不当な影響の排除(センター規程 17 条)
あっせん委員の中立・公正性(手続規程 14 条)

あっせん手続の期日
（手続規程 18 条）

第１回期日指定
当事者（Ａ、Ｂ）に通知
（普通郵便）

資料の取扱い
【法6条10号関係】
（手続規程 26 条及び文書規程）

第１回期日
於：あっせん室
あっせん委員２名
（交互面接）

弁護士の助言措置【法６条５号関係】
・連絡対応型（手続規程 20 条）
・助言弁護士 熊本県弁護士会の推薦者を任命（センター規程 10 条）

苦情の取扱い【法第６条 16 号関係】
苦情の申出とその処理方法
(センター規程 19 条、苦情取扱規程)

手続の進行
【法６条７号関係】
しおりの交付

第○回期日
（特に必要がある場合）

Ｂの取下げ
Ａの手続終了の求め

当事者による手続の終了
【法６条 12 号関係】
（手続規程 24 条）

和解成立

和解契約書作成
（手続規程 23 条）

手続費用
（解決金が発生した場合）

【法６条 15 号関係】
・和解契約書に記載される解決金の２％を納付
・支払方法：和解契約書に記載される解決金の支払期限より 14 日以内に現金又は指定口座への振り込み
（費用謝金規程４条）

センター長による手続終了の決定（打切り）

手続実施者による終了
【法６条 13 号関係】
（手続規程 24 条）

通知（対Ａ・Ｂ）

簡易書留【法６条６号関係】
（手続規程 24 条３項）